

## 長浜市安全で安心なまちづくりに関する協定

長浜市（以下「市」という。）、長浜市連合自治会（以下「市連合自治会」という。）、長浜市防犯自治会（以下「市防犯自治会」という。）及び麒麟ビバレッジ株式会社（以下「麒麟ビバレッジ」という。）は、次のとおり、安全で安心なまちづくりのための協定を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、犯罪から地域住民を守り、市、市連合自治会、市防犯自治会及び麒麟ビバレッジの目指す「安全で安心なまちづくり」を実現するため、四者が一体となって連携して活動し、長浜市の防犯意識の高揚と自主的な防犯活動の促進を図ることを目的とする。

### （連携、協力の内容）

第2条 市、市連合自治会、市防犯自治会及び麒麟ビバレッジは、次に掲げる事項について相互に連携、協力して推進するものとする。

#### （1）防犯活動への協力

市、市連合自治会及び市防犯自治会は、麒麟ビバレッジが行う防犯カメラ「みまもりカメラ」内蔵自動販売機（以下「本自販機」という。）の開発・活用による防犯活動に協力する。

#### （2）地域安全情報等の提供

麒麟ビバレッジは、平素の事業活動を通じて、目撃した犯罪及び事故、不審者情報等地域住民の安全のために必要な情報を110番等により、積極的に通報するものとする。

#### （3）画像情報等の提供

麒麟ビバレッジは、地域住民の安全のため、犯罪捜査に必要があるとして捜査機関から本自販機に内蔵された「みまもりカメラ」により撮影された映像の提供を求められたときは、これに協力するものとする。

2 市連合自治会は、前項の連携と協力から行われる活動に対し、住民代表として次に掲げる事項を適宜行う。

（1）市内の自治会への本自販機設置に関する広報、設置を希望する自治会の聞き取り。

（2）その他、市連合自治会が防犯のために必要と認めること。

### （留意事項）

第3条 本協定の運用に当たっては、次の事項に留意する。

（1）協定の締結により麒麟ビバレッジに特別な権限が付与されるものではないこと。

（2）麒麟ビバレッジは、防犯活動を事業目的に利用しないこと。

（3）麒麟ビバレッジは、防犯活動に使用する広報誌等に、市、市連合自治会又は市防犯自治会の名称（キャラクターを含む。）を使用する場合は、事前に承認を受けること。

(協議)

第4条 市、市連合自治会、市防犯自治会及びキリンビバレッジは、本協定の目的の達成に向け、適宜、協議を行うこととする。本協定の内容を見直す必要が生じた際も同様とする。

2 本協定に定めのない事項または疑義が生じた事項については、都度協議のうえ決定するものとする。

(秘密の保持)

第5条 市、市連合自治会、市防犯自治会及びキリンビバレッジは、本協定を運用するに当たって知り得た情報を本協定の目的以外に使用し、又は第2条第1項第2号及び第3号に定める場合を除き、市、市連合自治会、市防犯自治会及びキリンビバレッジ以外の第三者に漏らしてはならない。